

## 平取町住まいのゼロカーボン化推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、エネルギーの利用の効率化を促進する工事や設備の導入、再生可能エネルギーを活用する設備を設置する者に対し、その費用の一部を補助する平取町住まいのゼロカーボン化推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、本町における脱炭素社会構築に向けた環境にやさしい豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、当町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 再エネ設備 新築住宅及び既存住宅のうち、別表第1で定められている太陽光発電及び定置用蓄電池をいう。
- (3) 省エネ改修 既存住宅のうち、別表第2で定められている省エネルギー性能の向上を伴う工事をいう。

### (交付対象設備工事)

第3条 補助金の交付対象設備工事は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金は予算の範囲内とし、次の各号の補助率及び額を上限とし、いずれか低い額とする。

- (1) 太陽光発電 出力1キロワットあたり2万円（上限10万円）
- (2) 定置用蓄電池 蓄電容量1キロワットアワーあたり4万円（上限20万円）
- (3) 電気ヒートポンプ 2分の1（上限12万円）
- (4) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 2分の1（上限12万円）
- (5) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン（町内業者） 2分の1（上限7万5千円）
- (6) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン（町外業者） 2分の1（上限5万円）

2 前項により計算した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとし、再エネ設備の太陽光発電の最大出力に1キロワット未満の端数、蓄電池容量に1キロワットアワー未満の端数があるときは、小数点第3位を四捨五入するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たし、再エネ設備においては自ら電力会社と電灯契約を締結する個人とする。

- (1) 町民又は町民となる見込みの者（第9条に規定する実績報告書の提出の時までに町民となる者）
- (2) 平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成21年平取町条例第3号）第3条第1号に定める町税等及び各種手数料・使用料を滞納していない者
- (3) 借家に居住している者が申請する場合は、書面による所有者の承諾を受けている者

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、平取町住まいのゼロカーボン化推進補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 工事施工箇所図
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 導入する対象機器等の仕様が確認できるカタログ等の写し
- (4) 工事施工前の現況写真
- (5) 申請者本人の申請時の居住地における住民票
- (6) 納税状況及び各使用料の支払い状況を調査することについての同意書
- (7) 併用住宅の場合、居住部分とそれ以外の部分を示した平面図
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第3条及び前条の規定に適合すると認めるもののうちから、先着順に受付する。（郵送については、到着日をもって受付日とする。）ただし、当該申請書の提出時点で不備があるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。

3 町長は、申請区分に応じた補助金額の合計が、当該年度の申請区分に応じた予算の範囲を超えることとなった場合は、受付期間にかかわらず、その日をもって当該申請区分の受付を停止するものとする。

4 当該年度の予算の範囲を超えた日に受付した交付申請書については、申請区分に応じた抽選により決定するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められた場合は補助金の交付決定を行い、平取町補助金等交付規則（昭和51年平取町規則第13号。以下「規則」という。）第6条に規定する補助金交付決定を通知する。

(工事の着手等)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条に定める通知を受ける日より前に工事に着手してはならないものとする。

(実績報告等)

第9条 交付決定者は、工事が完了したときは、平取町住まいのゼロカーボン化推進補助金実績報告書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事の領収書とその内訳書の写し
- (3) 工事完成後の写真
- (4) 住民票の写し（申請時から変更のない場合は不要）
- (5) 再エネ設備においては電力会社との電力需給契約書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び支出)

第10条 町長は、前条の規定による書類を受理したときは、その内容の審査を行い、設置要件に適合すると認めるときは、補助事業者に対し、規則第15条に規定する補助金の確定通知書を通知することとし、平取町住まいのゼロカーボン化推進補助金交付請求書（別記第3号様式）により補助金を交付するものとする。

2 町長は、前条の実績報告書と前項の補助金請求書を受付した場合は、その内容を審査の上、これを適当と認めるときは、提出された補助金交付請求書に基づき、請求の日から30日以内に交付決定者に対して支払を行うものとする。

(適正管理義務)

第11条 この要綱による補助を受けた交付決定者は、当該設備等の適正な維持管理に努めなければならない。

(処分の制限)

第12条 交付決定者は、工事完了した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）に相当する間、あらかじめ町長の承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、取外し、譲渡、交換及び貸付け担保に供して使用してはならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 前条に定める処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (4) その他、この要綱の定めに違反したと町長が認めるとき。

2 町長は、前項に定める取消しをした場合、当該交付決定者に、その理由を通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項に定める補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、支払期限を定めて、当該交付決定者に、その返還を命じるものとする。

(協力の要請)

第15条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて省エネルギーに関する意識の変化や設備使用に当たっての満足度その他の情報の提供について、協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和8年4月30日訓令第45号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 再エネ設備（第3条関係）

| 工事種別       | 交付対象設備工事（新築住宅及び既存住宅）  |
|------------|---|
| 太陽光発電設置工事  | <p>(1) 対象設備の要件次の全ての要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。</li> <li>イ 太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。</li> <li>ウ 余剰型配線であること。</li> <li>エ 電力会社の電力系統に接続できること。</li> <li>オ 未使用品であること。</li> </ul> <p>(2) 補助対象費用太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用ただし、既存機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p> |
| 定置用蓄電池設置工事 | <p>(1) 対象設備の要件次の全ての要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</li> <li>イ 蓄電容量が20kWh未満であるもの。</li> <li>ウ 電力会社の電力系統に接続できること。</li> <li>エ 未使用品であること。</li> </ul> <p>(2) 補助対象費用蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他附帯機器等の購入及び据付工事に関する費用ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>    |

別表第2 省エネ改修（高効率機器の導入）（第3条関係）

| 工事種別               | 交付対象設備工事（既存住宅）   |
|--------------------|--|
| 電気ヒートポンプ           | J I S C 9 2 2 0 : 2 0 1 8に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。   |
| ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 | 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（J G K A S A 7 0 5）が102%以上であること。  |
| 空気清浄機能・換気機能付きエアコン  | 次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機能を有するエアコン<br>①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等<br>②国等の認可等を受けた試験機関等<br>③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 |